

佐賀県告示第91号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
〃 西日本シティ銀行	〃	〃	〃 西日本シティ銀行	〃	〃
<u>三井住友信託銀行株式会社</u>	<u>〃</u>	<u>県公金の収納事務（預金口座振替によるものに限る。）</u>			
株式会社佐賀共栄銀行	〃	県公金の収納事務	<u>〃</u> 佐賀共栄銀行	〃	<u>〃</u>
略			略		